

伊勢市役所における女性の職業選択に資する情報の公表（令和8年7月31日公表）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 伊勢市長、伊勢市議会議長、伊勢市選挙管理委員会、伊勢市代表監査委員
伊勢市公平委員会、伊勢市消防長、伊勢市農業委員会、伊勢市病院事業管理者
伊勢市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.1%
全職員	72.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.1%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.2%
31～35年	95.7%
26～30年	87.4%
21～25年	88.8%
16～20年	77.2%
11～15年	85.6%
6～10年	93.5%
1～5年	84.8%

【説明欄】

※勤務時間が短い職種等で、日給または時給で任用している会計年度任用職員は集計から除いています。

※2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報の(1)役職段階別については、一般職給料表及び技能労務職給料表が適用される職員を対象としています。

※「任期の定めのない常勤職員」について、男女の給与の差異が生じている要因は次のとおりです。

- ・扶養手当支給額が男性職員の方が、女性職員に比べ高いため。
- ・時間外勤務手当及び休日給の支給額が男性職員の方が、女性職員に比べ高いため。
- ・育児短時間勤務や部分休業の取得者数が男性職員よりも女性職員の方が多く、その取得に伴い給料等の減額が生じるため。

※「任期の定めのない常勤職員」に比べ平均給与の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の女性職員の割合が高いため、「全職員」で男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。